

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏名	所属庁・官職	出張先
宮崎拓也	札幌地方裁判所 判事	英國

提出書面

平成27年4月27日付け報告書簡

キーワード欄

- ・クロイドン刑事裁判所訪問（エインリー裁判官面談）
- ・ロンドン大学キングス・カレッジ・ロンドン訪問
- ・王立裁判所訪問（トマス長官面談、イーガン裁判官面談）
- ・スリン財団訪問（ウィリアムソン理事長、バントン氏面談）、同財団オープ  
ンフォーラム視察
- ・英国最高裁判所訪問（ニューバーガー長官面談）
- ・中央刑事裁判所訪問（マクス裁判官面談）
- ・スコットランド高等法院・州裁判所訪問（ジル長官面談、ステファン首席シェ  
リフ面談）
- ・スコットランド司法研修所見学（キュービー副所長面談）

平成27年4月27日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

札幌地方裁判所 判事 宮 崎 拓 也

私は、平成27年3月19日から同月28日までの間、大谷剛彦最高裁判所判事に随行し、英国（ロンドン及びエдинバラ）に出張しました。その概要は次のとおりです。

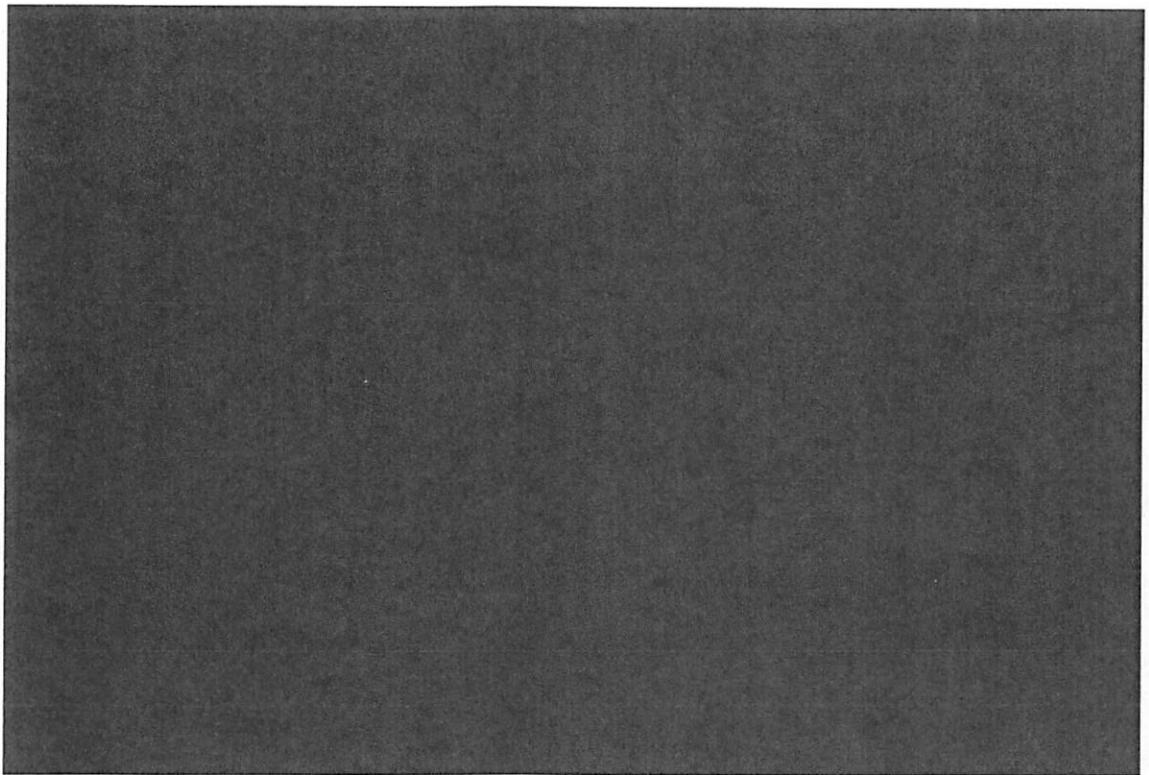
第1 ロンドン（3月19日から同月25日まで）

1 クロイドン刑事裁判所訪問（3月20日午前9時30分）

(1) クロイドン刑事裁判所のエインリー裁判官（H. H. Judge Ainley）を訪問し面談するとともに、同裁判官が主宰する刑事裁判手続を傍聴した。在英日本大使館坂元文彦一等書記官及び通訳 [REDACTED] 氏同行。

(2) エインリー裁判官面談

冒頭、大谷判事から、英国留学中にクロイドン裁判所でジーン・グラハム・ホール判事及びクリフォード・パークス判事の下で研修させていただいたこと、裁判員制度導入に当たり多くの日本の裁判官の調査訪問を受け入れていただいたこと、最近でも留学中の遠藤登美子裁判官の訪問を受け入れていただいたことに謝意が述べられた。



### (3) 刑事裁判手続傍聴

エインリー裁判官の説明によると、当日は典型的な金曜日であり、陪審審理ではない種々の刑事手続を法廷で行う期日であるとのことであった。

刑事法廷（Crown Court）において約16件の刑事手続を傍聴した。公判前手続（Pre-Trial）において陪審審理（trial）までの予定（証拠開示、双方の主張の提出）を確認して陪審審理期日を指定するもの、保釈申請に対する手続、書記官が起訴状記載の訴因を朗読後、被告人から各訴因に対する有罪又は無罪の答弁（plea）を聴取し（arraignment）、有罪答弁を受けて、裁判官による判決言渡しまで実施したもの、無罪答弁を受けて、陪審審理までの予定を確認して終了したものがあった。

### (4) 法廷見学

エインリー裁判官室を退出後、他の法廷を見学した。

2 ロンドン大学キングス・カレッジ・ロンドン訪問（3月20日午後3時30分）

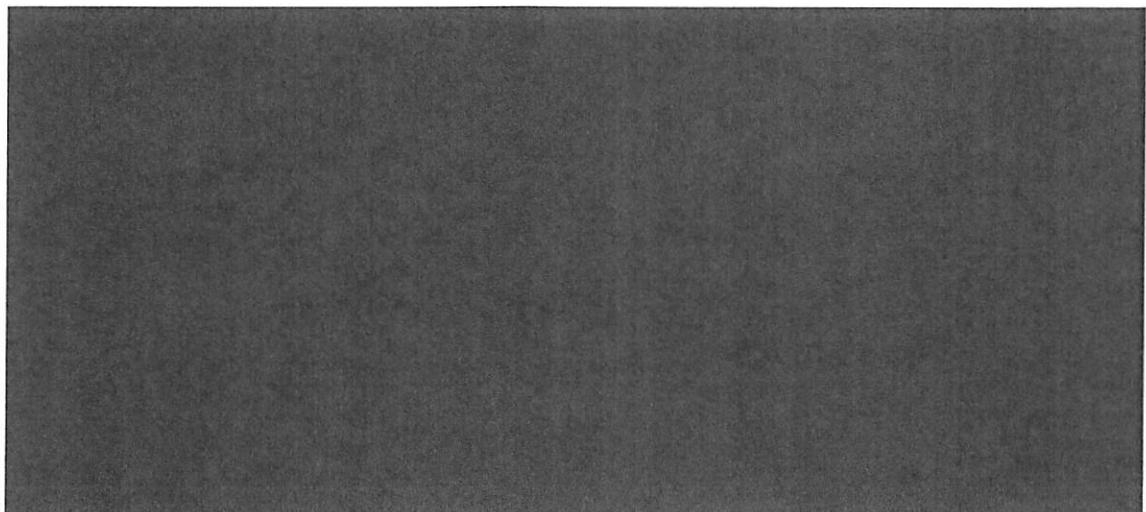
ロンドン大学キングス・カレッジ・ロンドンを訪問した。坂元書記官及び通訳[REDACTED]氏同行。職員であるアダム・タッパー氏（Adam Tupper, Senior Partnerships & Project Officer, Law School）及びローラ・ヤッフェ女氏（Laura Yaffe, Leadership Giving Manager）から、歴史あるカレッジの建物内とともに、2012年にサマーセット・ハウスに移転した法科大学院の案内を受けた。

3 王立裁判所訪問（3月23日午前9時）

(1) 王立裁判所（Royal Courts of Justice）を訪問し、トーマス長官及びイーガン裁判官と面談するとともに、同裁判所内で行われる民事及び刑事裁判を傍聴した。坂元書記官及び通訳[REDACTED]氏同行。

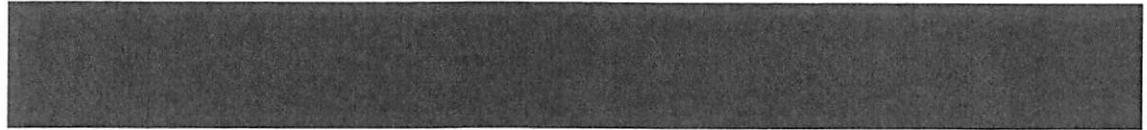
(2) トーマス長官面談

イングランド・ウェールズ首席裁判官（Lord Chief Justice of England and Wales）のトーマス長官（The Right Honourable The Lord Thomas of Cwmgiedd）と面談した。



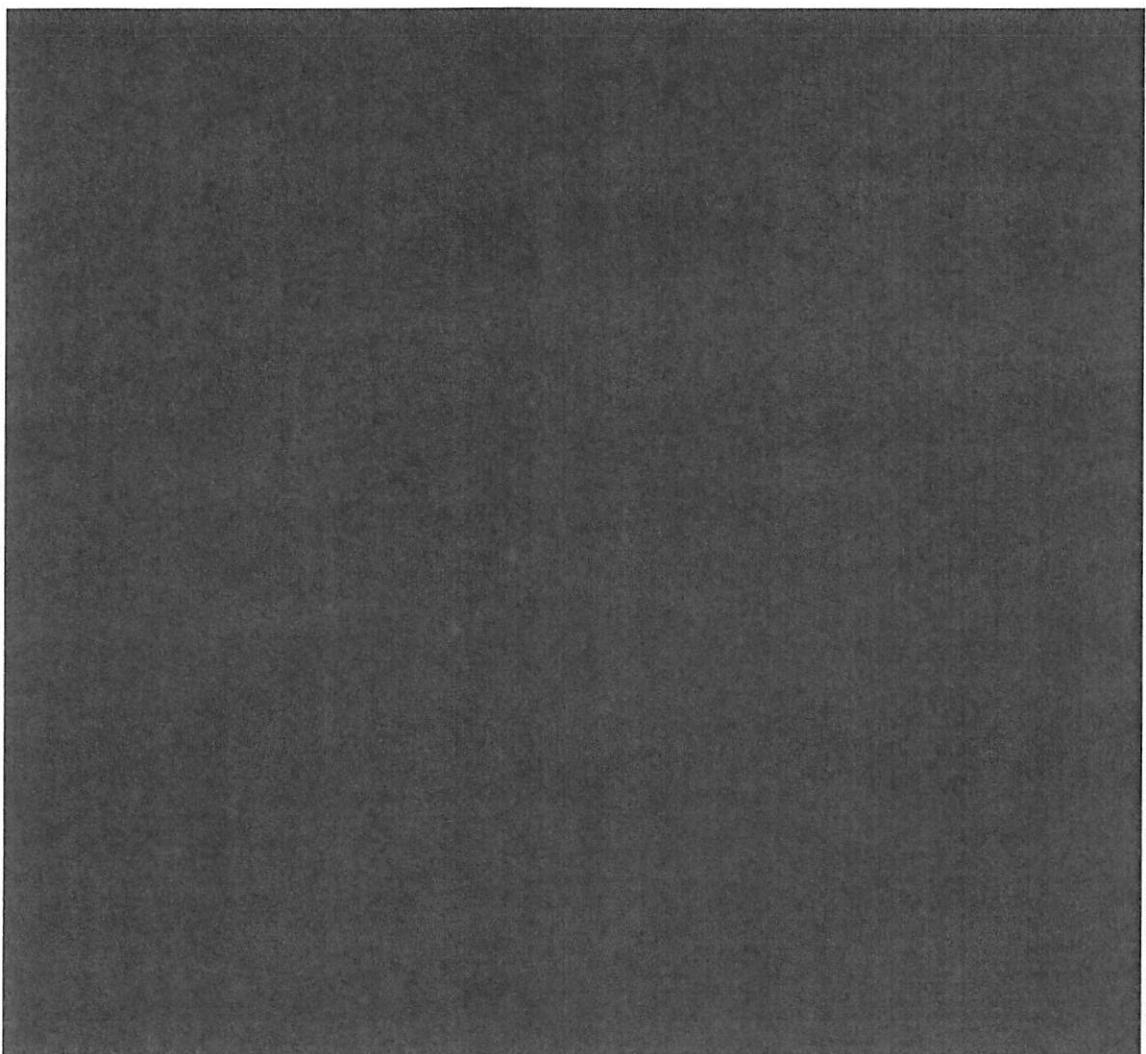
後に在英日本大使館を通じて報告書（『Online Dispute

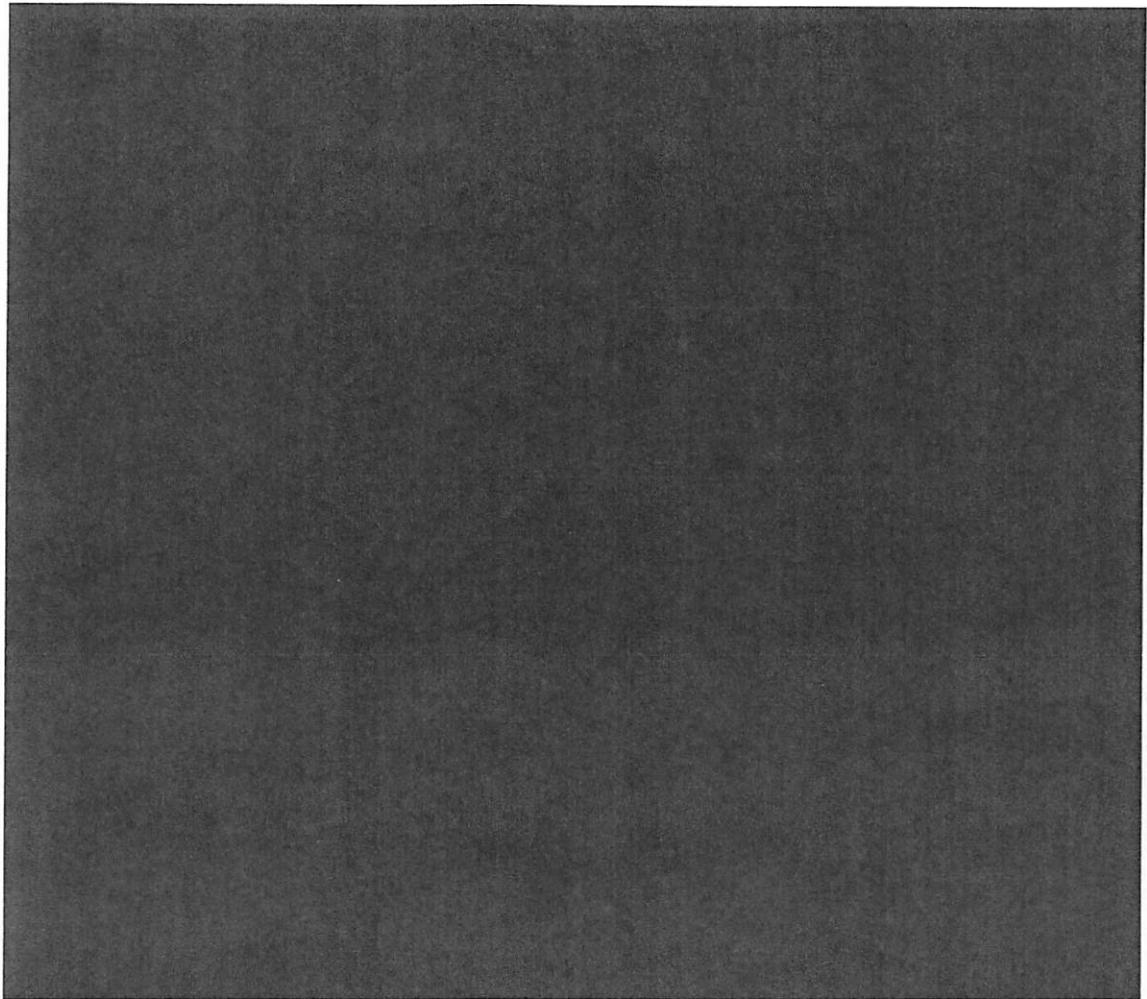
Resolution For Low Value Civil Claim』 Civil Justice Council Online  
Dispute Resolution Advisory Group, February 2015）の送付を受けた。



### (3) イーガン裁判官面談

控訴院刑事部のマスター（Master）であるイーガン裁判官（Honourable Master Michael Flynn John Egan QC）と面談し、英国における陪審制度、陪審裁判に対する控訴審の在り方、日本における裁判員制度、量刑に関するデータベース等について意見が交わされるとともに、控訴院刑事部の説明を受けた。





#### (4) 裁判所内見学

王立裁判所内を見学し、英国及び諸外国の法服の展示を見るなどした。

#### (5) 法廷傍聴

高等法院（High Court）の民事第1審事件の弁論及び判決言渡しを見学した。法廷前に「non robed」と表示され、法廷弁護士（Barrister）が法服を着ず、鬘を被らずに弁論をする様子を傍聴した。また、控訴院刑事部の刑事控訴事件の判決言渡しを「Court Room of Lord Chief Justice of England and Wales」と称する法廷にて傍聴した。

### 4 林景一在英大使主催昼食会（3月23日午後1時）

林景一在英大使公邸にて、昼食会に招待された。坂元書記官同席。

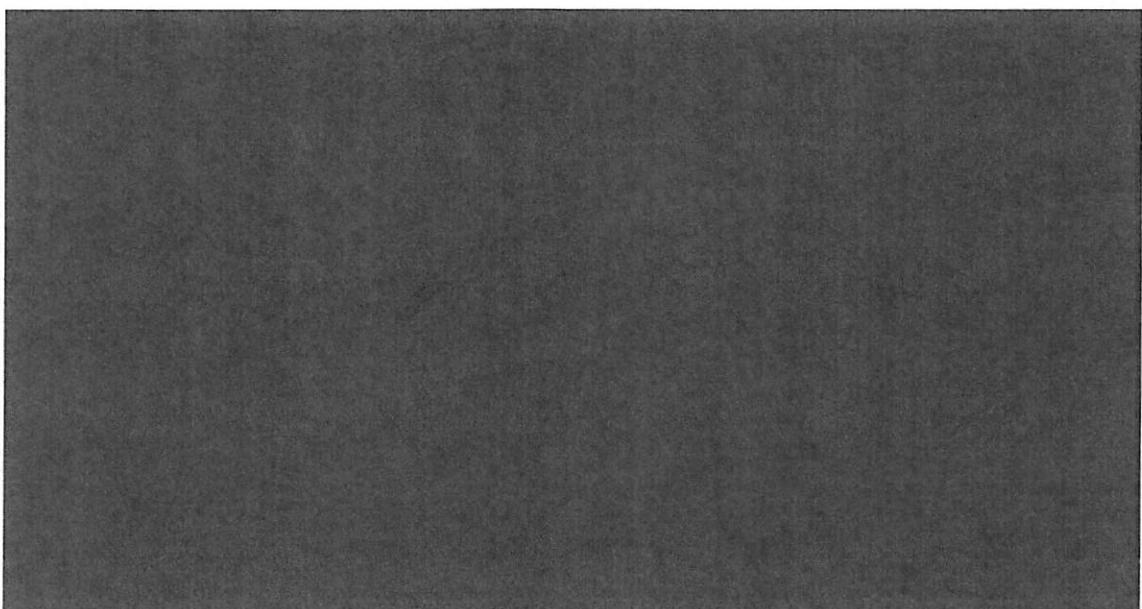
5 スリン財団訪問、同財団オープンフォーラム視察（3月23日午後4時）

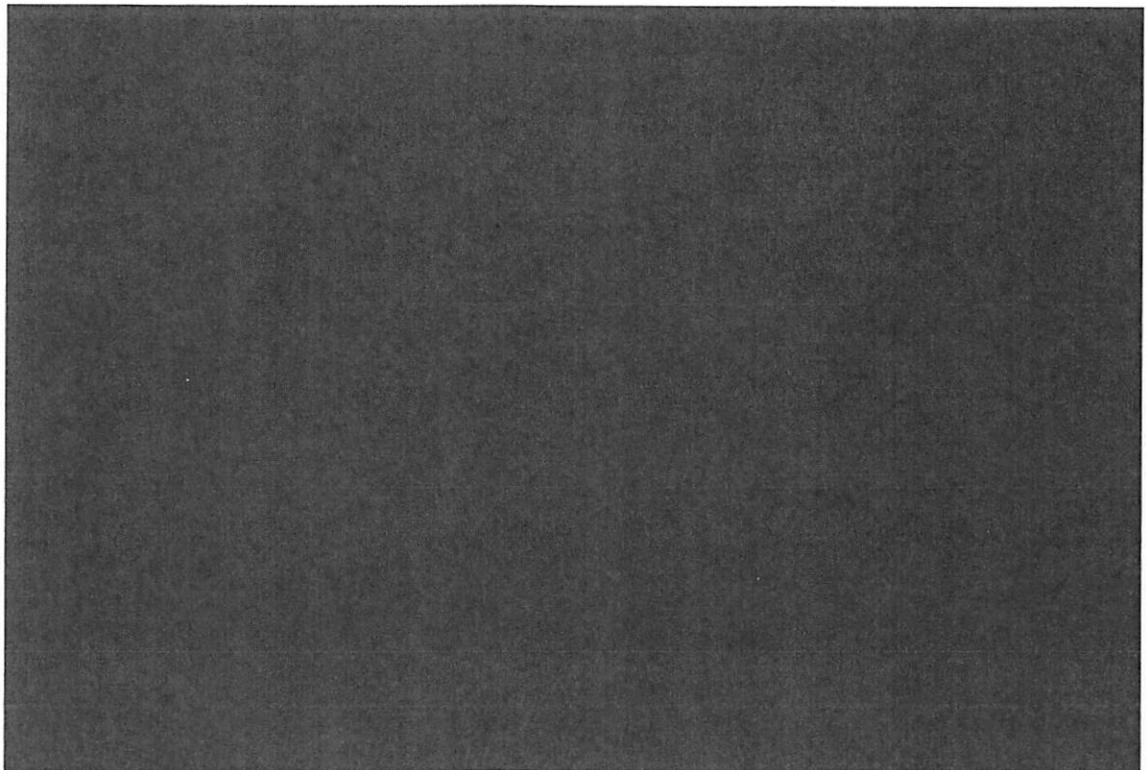
(1) スリン財団 (Slynn Foundation) は、元高等法院裁判官であるスリン卿の理念に基づき、その友人でポーランド出身のジョージ・ドブリー元裁判官が1998年に設立した財団であり、主に中東欧諸国に対し、司法の独立、法の支配、人権の啓蒙活動をしている団体である。大谷判事が英国留学中、当時高等法院女王座部所属の裁判官であったスリン判事の下で研修をした経験があり、その後の同判事の活動に触れる趣旨から同財団を訪問した。坂元書記官及び通訳 [REDACTED] 氏同行。

(2) スリン財団 ウィリアムソン理事長等との面談

スリン財団のウィリアムソン理事長 (Peter J Williamson, Chairman of the Trustees) とバーントン理事 (Sir Stanley Burnton) と面談した。

大谷判事からは、英国留学中にスリン判事の下で研修をさせていただいたことに対する謝意が示された。





(3) スリン財団オープンフォーラム視察

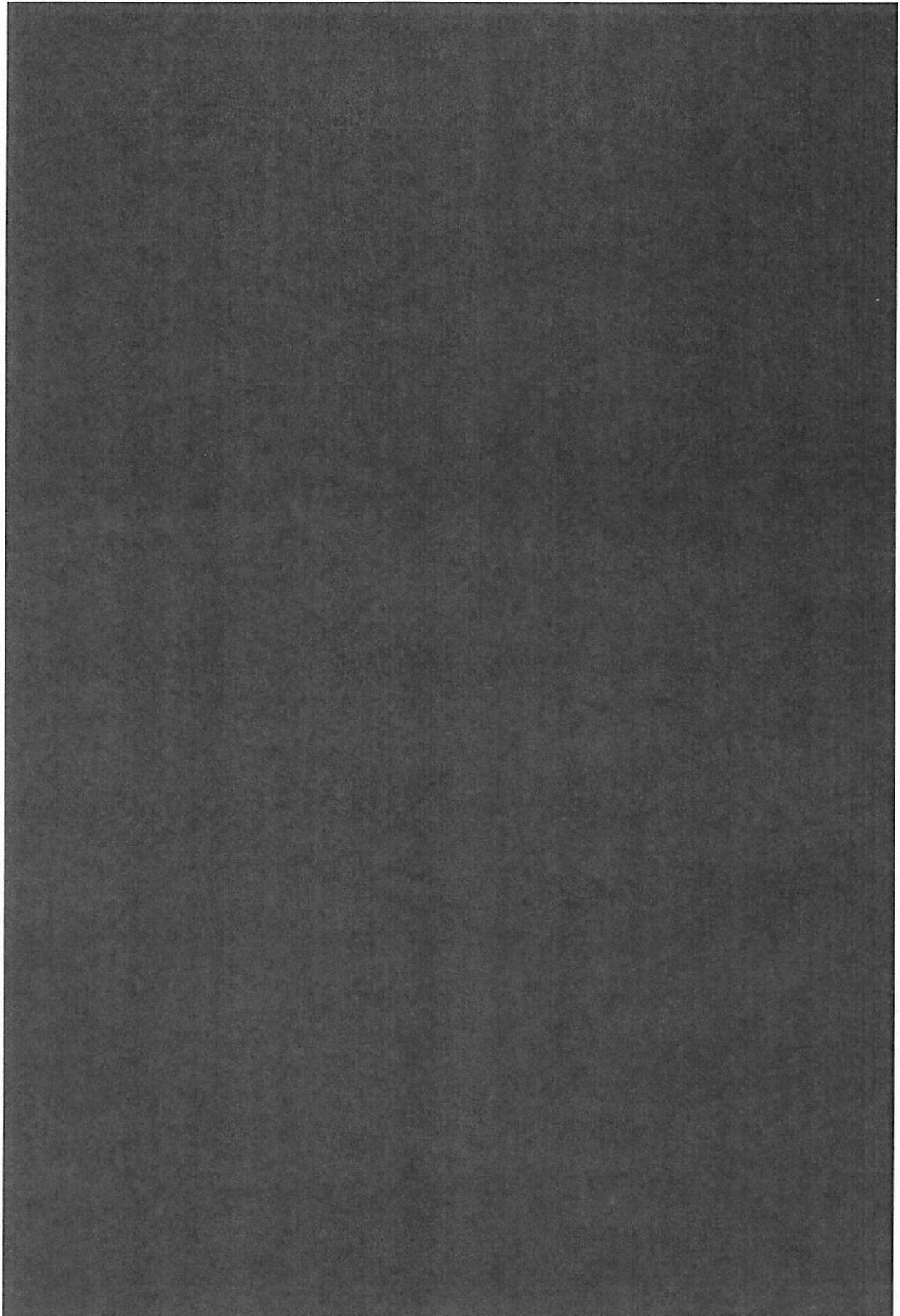
スリン財団第2回オープンフォーラムを視察した。5人のスピーカーから  
英国人権法や欧州人権条約に関する歴史、問題状況等についてスピーチがあ  
り、質疑応答があった。

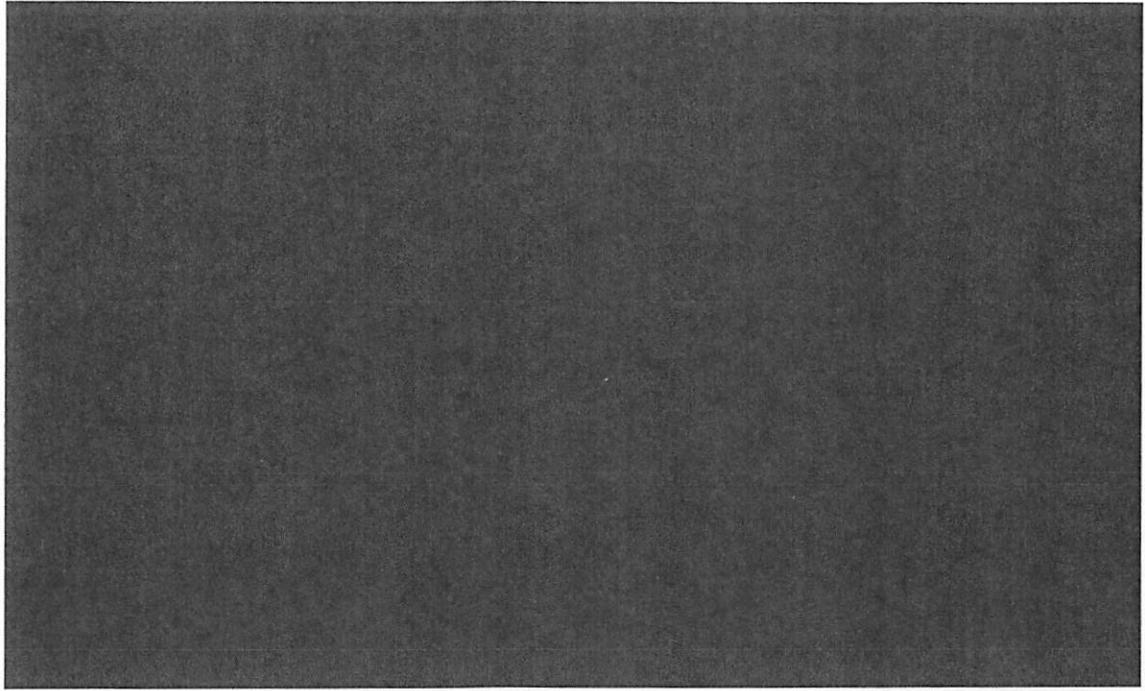
6 英国最高裁判所訪問（3月24日午前9時30分）

(1) 英国最高裁判所を訪問し、ニューバーガー長官と面談し、最高裁判所内を  
見学するとともに、同裁判所内で行われる裁判を傍聴した。坂元書記官及び  
通訳■氏同行。

(2) ニューバーガー長官面談

英国最高裁長官（President of The Supreme Court of the United Kingdom）  
のニューバーガー長官（The Right Honourable the Lord Neuberger）を訪問  
し面談した。





### (3) 最高裁判所内見学

最高裁判所の職員の案内で、歴史的な造りを有する第1法廷、明るく近代的な内装である第2法廷、枢密院司法委員会 (the Judicial Committee of the Privy Council) の審理に使われる歴史的な造りを有する第3法廷、裁判官用の図書館、地下の展示等を見学した。法廷の特徴は、法壇がなく当事者席と裁判官席と同じ高さであること、当事者席と裁判官席が日本の最高裁判所の法廷のように弧を描いていること、英国の下級裁判所と同じであるが、両当事者は同じテーブルに左右に並んで着席すること、第1及び第2法廷には、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをそれぞれ象徴する植物とオメガ（ラテン語で「最終」の意）をあしらった最高裁判所の旗が、第3法廷には、連合王国の旗が立てられていること、前後4箇所から法廷内を撮影するカメラが設置されていること等である。地下的展示の中には、「Be a Justice of Supreme Court」と題して、パネル式

で、数件の実際の事案について、事案の概要、事件の背景、争点を説明した上で、「あなたはどちらの結論をとりますか、yes, no」という形で評決を選択させ、これに続き実際の裁判における弁論及び判決の映像を流し、判決のインパクトを説明するという設備があったことが印象的であった。毎年、数件更新しており、法学部の学生等から人気があるとのことである。地下のカフェには、ハードカバーの広報用書籍、ガラス製のペーパーウェイト、ペン、ネクタイ、ぬいぐるみ等最高裁判所の土産品が売られており、積極的な広報活動をしていることが見られた。

#### (4) 法廷傍聴

第2法廷で、刑事上告事件の弁論を傍聴した。最高裁判所の入り口の案内所に当日行われる各事件について、事件の争点、事実関係、原審、原審の結果、当日の弁論の予定時間、裁判官の配席を記載したA4一枚の概要メモが置かれている。それにより傍聴人の理解が大いに深まる。弁論は、双方のバリスターが1、2時間行う予定となっていた。弁論は、書面の陳述によるのではなく、弁論の最中に5人の裁判官がどんどん質問し、それにバリスターが回答するなどしており、口頭での弁論が実質的に行われていることが見て取れた。事件の争点は、刑事被告人が犯罪収益を没収される場合、その没収分について所得税の課税対象から外れるか否かというものであった。その後、第3法廷で、枢密院上訴委員会の民事事件の弁論を傍聴した。トリニダード・トバゴからの労働事件であった。

### 7 中央刑事裁判所訪問（3月24日午後4時15分）

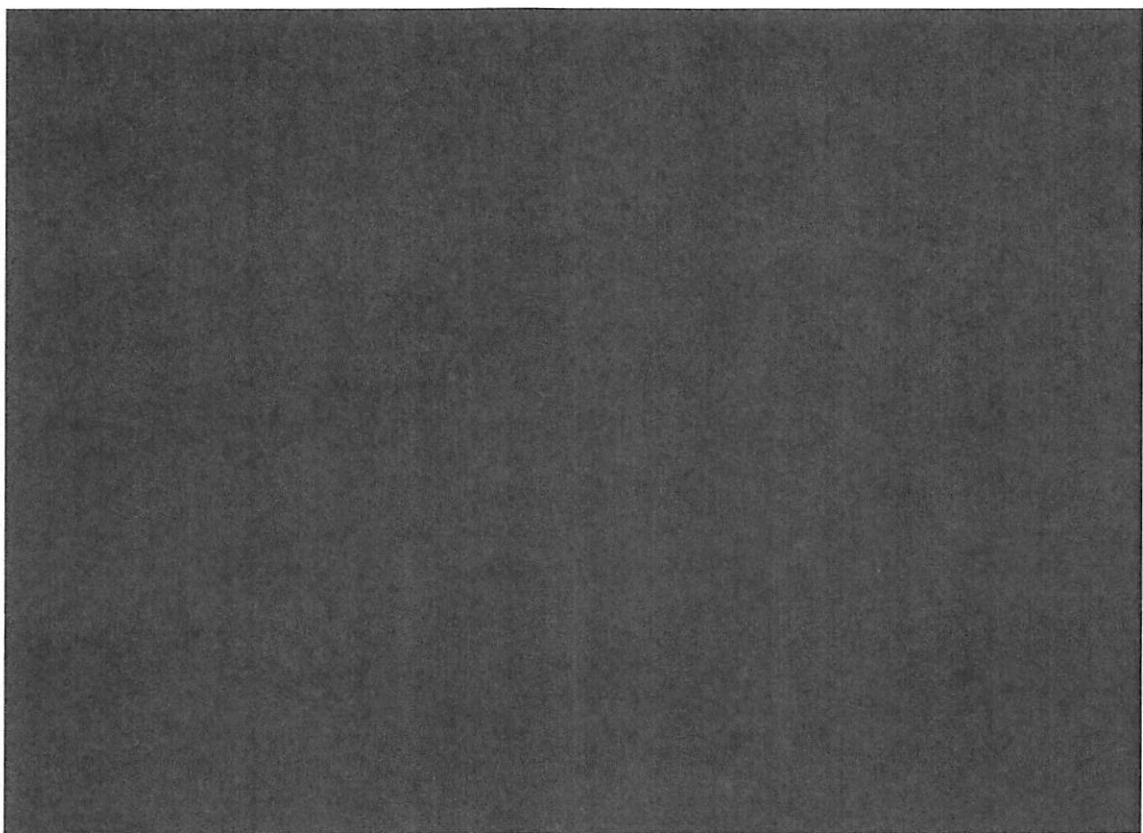
#### (1) 中央刑事裁判所（Central Criminal Court, Old Bailey）を訪問し、マ-

クス裁判官と面談し、裁判所内や法廷を見学した。坂元書記官及び通訳 [REDACTED]  
氏同行。

(2) マークス裁判官面談

マークス裁判官 (His Honourable Judge Richard Marks QC, Senior Circuit  
Judge at the Central Criminal Court) と面談した。中央刑事裁判所首席裁  
判官 (Recorder of London と称する。) ヒリアド裁判官は休暇中であり、次  
席裁判官 (Common Sergeant と称する。) であるマークス裁判官が対応された  
とのこと。

冒頭、マークス裁判官から中央刑事裁判所の概要が説明された。



8 在英国留学生との会食（3月24日午後6時30分）

英国留学中の判事補8名（遠藤登美子、金崎祐太、鎌田咲子、國原徳太郎、

合田章子、梶山葉子、溝口達、吉岡正豊各裁判官）と会食をした。坂元書記官同席。

第2 エдинバラ（3月25日から同月27日まで）

1 スコットランド国会議事堂見学（3月25日午後）

スコットランド国会議事堂を見学し、進行中の議事を傍聴した。スコットランド議会は、1707年にスコットランドが連合王国に統合されて以来存在しなかったが、1999年に設立された。権限移譲事項は、農業、民事刑事司法、教育、環境、保健、住宅、地方自治体、計画、警察及び消防、社会活動、スポーツ及び芸術、運輸等であり、権限が委譲されていない外交、防衛、移民、治安維持等を除く広い権限を有する。議場は、柱を一本も使わない、日の光が差し込むモダンな造りである。

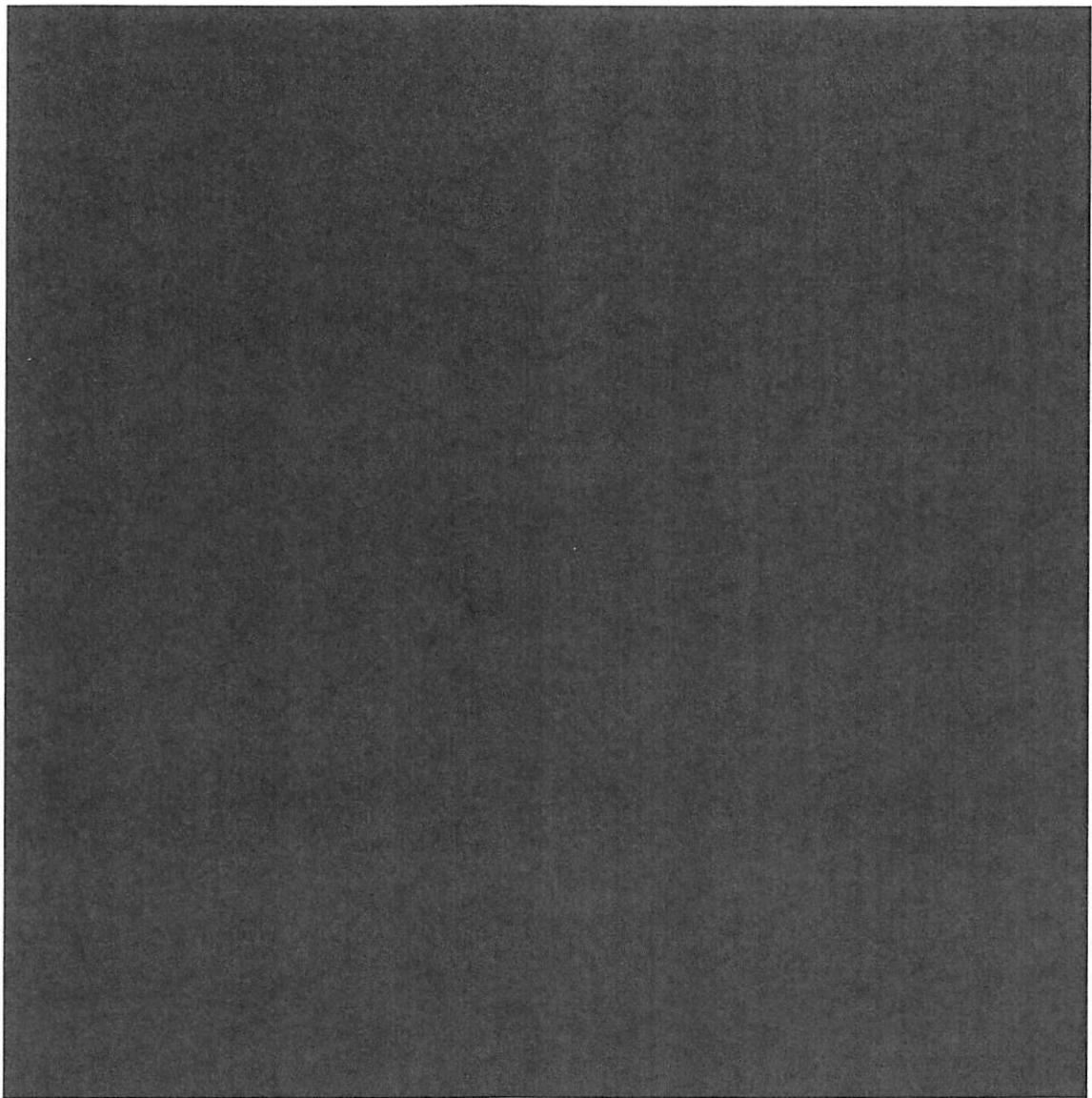
2 スコットランド各裁判所訪問（3月26日午前9時30分）

(1) パーラメント・ハウスと称する建物に所在する裁判所を訪問し、ジル長官を訪問し、その後、州裁判所、高等裁判所等を訪問し、法廷傍聴をした。坂元書記官、通訳■氏同行。

(2) ジル長官面談

高等裁判所長官（Lord Justice General, High Court of Justiciary）及び巡回裁判所長官（Lord President, Court of Session）のジル長官（The Right Honourable Lord Gill）を訪問し面談した。

冒頭、大谷判事より、訪問受け入れに対する謝意が述べられ、英国留学中にエдинバラにも訪問したことがあるとの説明がされた後、意見交換された。



### (3) 州裁判所訪問

ア チェンバーズ・ストリートに所在する州裁判所 (Sheriff Court) へ移動し、首席シェリフ (Sheriff Principal) のステファン女氏 (Stephen), シェリフのマシーバ氏 (Maciver) と面談した。

スコットランドにおける陪審制度と日本の裁判員制度について、それぞれ制度の概要説明がされ、質疑がされた。その中では、スコットランドでは陪審員裁判の結論については法的な瑕疵がなければ控訴が認められな

いこと、日本では裁判員裁判の結論を控訴審で破棄できるか、破棄できるとすればどういう場合かについて議論があること等が話し合われた。

法廷傍聴後には、シェリフのクロウェ氏 (Sheriff Crowe) が同席され、スコットランドの刑事裁判について説明がされた。その中で、法的な問題で議論を要する場合に陪審審理前に協議することもあること、陪審審理では、はじめに検察官の立証がされ、その段階で立証がないと判断すれば、裁判官は審理を打ち切ることができること、スコットランドでは、検察官の立証には必ず2つ以上のソースからの証拠によって合理的な疑いを容れない程度まで立証されが必要という高い基準を要求していること、陪審制度の問題点として、1つは、検察、弁護双方の協力が得られなくなった場合の危惧があること、すなわち、スコットランドでは、8対7の単純多数決で評決できるところ、その前提として証拠の質が高いことが必要であり、そのためには検察及び弁護の双方の協力が不可欠であるが、最近、証拠の質についての判断が緩んできたのではないかとの危惧を持っているとのこと、もう1つは、陪審員の評議に裁判官が関われず陪審員がどの程度真剣に事件に取り組んでいるか疑問を持つことがあることであり、日本の裁判員制度は裁判官が評議に関与できるから、より良い制度のように思えること等が説明された。陪審員に対して証拠写真を示すかが話題になったのに対し、スコットランドでは、陪審員に対しても証拠写真が示されているとの説明があった。

#### イ 法廷傍聴

州裁判所で審理中の刑事陪審裁判を傍聴した。トラックの運転者が自転

車に乗った被害者を轢き殺した傷害致死事件の検察側の立証として、捜査を担当した警察官と自動車運転手の視界に関する専門家の2名の証人尋問を傍聴した。休廷中、上記事件を担当していたシェリフであるオグラディ氏 (Sheriff O' Grady) が法廷を出て我々のいる部屋を訪れ事件の説明をしてくれた。

(4) 高等法院訪問

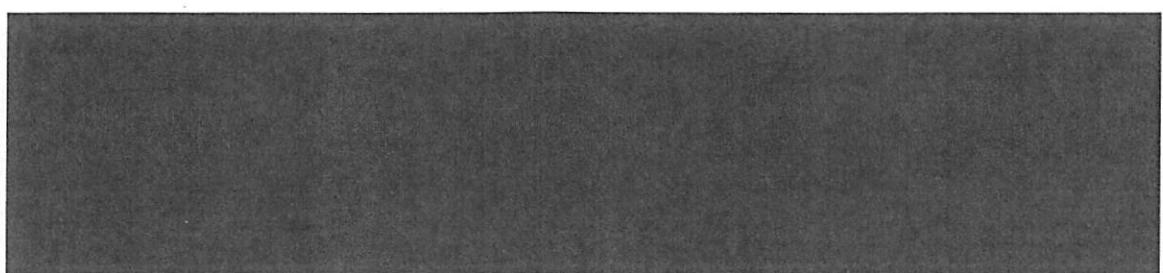
ロイヤル・マイルに所在する高等法院 (High Court of Justiciary) を訪問して法廷傍聴した。数件に及ぶ性的暴力 (Sexual assault) にかかる事件の被告人質問であった。

(5) 裁判所建物内見学

パーラメント・ハウスの裁判所内を職員の案内により見学した。同建物は、1630年代に建立され、かつては1707年までスコットランド議会として使われ、同時に裁判も行われていた。弁護士が話しながらホールを行ったり来たり歩くのが伝統であるとのことである。そのほか、ホールの調度品、ホール前方のステンドグラス、石碑、かつて留置房等に利用されたといいくつかの部屋、棺桶のある部屋、法廷等を見学した。

後述のスコットランド司法研修所も同建物内に存在していることから、同司法研修所の講義教室等を見学した。

3 シェリフ・キュービーとの会食（3月26日午後0時45分）





#### 4 北岡元総領事主催夕食会（3月26日午後7時）

北岡元在エдинバラ総領事公邸にて、夕食会に招待された。同領事館石神留美子首席領事、坂元書記官同席。北岡総領事には、夕食会前に、パワーポイントを使用してスコットランドの情勢について詳細な説明をいただいた。

#### 第3 終わりに

本出張にあたっては、在英國大使館林景一大使、坂元文彦一等書記官、在エディンバラ総領事館北岡元総領事、石神留美子首席領事始め大使館及び領事館の皆様に多大なるご配慮をいただきました。また、秘書課の皆様には、万全の準備と手配をいただきました。心より御礼申し上げます。

以上